

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画

2017年（平成29年）7月28日
（教育委員会告示第10号）

改正 2025年（令和7年）9月5日 教育委員会告示第12号

福 山 市 教 育 委 員 会

目 次

1	保存計画の基本事項	
(1)	保存計画の目的	1
(2)	保存地区の名称・面積・区域	1
2	保存地区の保存に関する基本計画	
(1)	保存地区の沿革	1
(2)	保存地区の特徴	3
(3)	保存地区の現況	5
(4)	伝統的建造物群の特性	6
(5)	保存の方向	7
(6)	保存の内容	7
3	保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定	
(1)	伝統的建造物	8
(2)	環境物件	8
4	保存地区における建造物等の保存整備計画	
(1)	保存整備の基本方針	8
(2)	保存整備の方法	8
5	保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等	
(1)	建築物等の管理、修理、修景又は復旧に要する経費の助成	9
(2)	技術的援助等	9
(3)	税の軽減措置	9
6	保存地区の保存のために必要な管理施設の設置並びに環境の整備計画	
(1)	保存及び活用に必要な施設等の整備	9
(2)	防災対策	10
(3)	公共空間の整備	10
(4)	保存と活用のためのシステム整備	11
(5)	歴史と文化を活かしたまちづくりの推進	11
7	保存及び活用を推進するための方策	
(1)	空き家対策	11
(2)	伝統行事や文化の継承	11
(3)	技術者・技能者の育成	11

添付の表及び図面

- 付図 1 保存地区の範囲図
- 別表 1 伝統的建造物一覧(建築物・門・塀)
- 付図 2 伝統的建造物(建築物・門・塀)の位置図
- 別表 2 伝統的建造物一覧(石造物、港湾施設等)
- 付図 3 伝統的建造物(石造物、港湾施設等)の位置図
- 別表 3 伝統的建造物以外の建築物等の許可基準
- 別表 4 伝統的建造物の修理基準
- 別表 5 伝統的建造物以外の建築物等の修景基準

凡例

本文の年号は、「和暦（西暦）」で表記した。

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画

福山市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 12 年条例第 58 号。以下「保存条例」という。）第 3 条に基づき、福山市鞆（とも）町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定める。

1 保存計画の基本事項

（1）保存計画の目的

この保存計画は、先人から受け継がれてきた鞆の歴史的町並みを福山市民共有の財産として守り、魅力ある地域づくりに活かして文化あふれる良好な生活環境を形成するとともに、貴重な歴史的遺産として未来に伝えていくことにより、保存地区並びに福山市の文化環境の発展に資することを目的とする。

（2）保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称：福山市鞆町伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 8.6 ヘクタール

保存地区の区域：福山市鞆町鞆字西町の全域及び鞆字石井町、字関町、字江之浦、字道越町、字古城跡、後地字古城跡並びに字草谷の一部の区域（付図 1 参照）

2 保存地区の保存に関する基本計画

（1）保存地区の沿革

【鞆の概要】

福山市は、広島県の東南端に位置する。うち、鞆町は、明治 22 年（1889 年）の町村制施行で近世福山藩の鞆町と後地村によって成立した沼隈郡鞆町を引き継ぎ、昭和 17 年（1942 年）には田尻村、走島村と合併して町域を拡大し、昭和 31 年（1956 年）に福山市に編入されて今日に至る。福山市中心部から約 15km の距離にある港町で、瀬戸内海に突き出た沼隈半島の東南端に位置する。西部には南北に急峻な山が連なり、東部は海岸線を成し、その間の狭小な平地に形成された市街地は、北に向かって窄み、南は鞆港に面している。

鞆港は湾を成し、南東に向かって開く湾口は、陸続きである東部の大可（おおが）島と、西部の明神岬によって形成される。付近の海域には、仙酔（せんすい）島や弁天（べんてん）島、玉津（たまつ）島等の大小の島々が散在し、これらが海蝕崖を成す海岸線や港の風景等と共に生み出す景勝は、名勝「鞆公園」や瀬戸内海国立公園として保護されている。このうち、鞆港を中心とする一帯は、時として町場も含めて鞆、鞆の浦や鞆の津と呼ばれている。

【鞆の歴史】

鞆は、瀬戸内海のほぼ中央に位置する。西の関門海峡と豊予海峡、東の紀淡海峡と鳴門海峡からそれぞれ入り込む潮が、満潮時には鞆沖でぶつかって流れを止め、干潮時に

は東西に引く。また、周辺の島々が波除けの役割を果たすため、鞆港は古くから潮待ちの港として重要な地位を占め、内海交通の要衝として栄えてきた。国内では最も古い歴史を持つ港町の一つと言われ、神功皇后が渡守（わたす）神社（現在は沼名前（ぬなくま）神社）に寄って大綿津見命（おおわたつみのみこと）に海路安全を祈願した言い伝え等も残る。

鞆の地名の文献上の初見は、『万葉集』である。天平2年（730年）12月、大伴旅人（おおとものたびと）が大宰府から都に帰る途中に当地に立ち寄り、亡き妻を想って詠んだ歌に「鞆浦」が表れる。

平安時代後期の源俊頼の自家集「散木奇歌集(さんぼくきかしゅう)」には、承徳元年（1097年）、俊頼が九州からの帰路に鞆で詠んだ歌の詞書（ことばがき）として「まだ日が高いので、ほかに良い泊があれば通過しようと言ったのだが、外の船がみんな鞆の港に入るので留まることにした」旨を記しており、この頃には、鞆が潮待ちの港としての機能を備えていたことが推察される。

中世の鞆は、南北朝時代や戦国時代を中心に、瀬戸内の重要な軍事拠点となり、鞆合戦などの戦火に見舞われたこともあった。室町幕府最後の将軍である足利義昭は、天正元年（1573年）、織田信長によって京都を追われ、鞆に居住し幕府の再興を画策したが、叶わなかった。この間は、規模は小さいながら幕府が鞆におかれ、鞆幕府とも呼ばれている。

江戸時代に入り、慶長5年（1600年）、芸備両国の領主となった福島正則は、備南の守りを固めるため、鞆城を再築して枝城とした。しかし、元和元年（1615年）の「一国一城令」を前に鞆城は廃城、福島氏も元和5年（1619年）には改易となり、その後には水野勝成が入封し福山城を築城した。その子の勝俊は、寛永16年（1639年）、2代藩主となって鞆を去るまで、鞆城跡の御屋敷に居住したといわれる。このため、福島氏入国後からの一時期、鞆は城下町的色彩を呈した。勝俊が去ると、鞆は再び港町的性格を強め、慶安3年（1650年）の祇園宮鐘銘に「古来商旅貿易之地也」と記されるように他国商事の商港として繁栄していった。

寛文12年（1672年）、河村瑞軒によって西廻り航路が整備されると、北前船の主要寄港地となり、鞆は海の玄関口として活気を呈し、商業は著しい発展を見せた。江戸期の絵図や絵画からは、鞆港に大型の船が出入し、船問屋や廻船問屋等の商家とその浜蔵が港に面して並び、雁木（がんぎ）や波止、焚場（たでば）、常夜燈、船番所などの港湾施設が整備されたことがわかる。鞆はまた、海駅としても重要な位置を保ち、朝鮮通信使、琉球使節、オランダ商館長、参勤交代の西国大名等が度々寄港した。シーボルト、頼山陽や坂本龍馬なども足跡を残している。

江戸時代後期になると、備後地方の港湾拠点は尾道に移るものの、鞆は福山藩最大の港としての地位を保ち、明治22年（1889年）の町村制施行においては沼隈郡鞆町となって郡役所が置かれた。明治24年（1891年）の山陽鉄道の開通や、大正3年（1914年）の鞆軽便鉄道の全線開通、大正7年（1918年）に開始された福山・鞆間のバス営業など陸路の発達により、船運に頼った産業は衰退を余儀なくされたが、伝統的な鍛冶業を基盤とする鉄鋼業の再興や、鞆名産の「保命酒」や生酢等の醸造業、魚網・漁具の製造業、

漁業や水産加工業等により、昭和初期頃まで町勢を保った。また、昭和7年（1932年）には、鞆の浦や阿伏兎等が瀬戸内海国立公園に指定され、景勝地として全国に知れ渡るようになった。

戦後は、昭和31年（1956年）に福山市と合併して福山市鞆町となり、市の外港や観光地としての役割を担ってきた。鍛冶業は、昭和35年（1960年）に市街地北部の埋め立て地に形成された鉄鋼団地に引き継がれ、また、保命酒は、江戸時代からの伝統を守りながら、現在も4軒が醸造販売を続けている。しかし、地理的な不便さもあって、総じて大きな開発圧力を受けることなく今日に至り、瀬戸内の要港として発展してきた歴史的な町並みを今日に良好に残している。

【保存地区の範囲と位置づけ】

鞆には、中世から町が形成されていたと考えられるが、近世以前の港の位置や町の範囲等については、遺構の検出も断片的であり、明らかではない。現在の町割り、概ね「元禄絵図」とも称される「鞆町絵図」（沼名前神社所蔵）や元禄13年（1700年）の「備後国沼隈郡鞆町屋敷御検地水帳」に示されるものを引き継いでいる。

近世の鞆町は七町に区分され、古城跡を海岸線に沿って取り巻くように、南西から北東に向かって江浦町、西町、道越町、関町、石井町、鍛冶町、原町が配置された。字古城跡南部の西町、道越町、関町は商業に特化された区域、その東西の江浦町、石井町は商家と漁師、職人等が混在する区域、北東部の鍛冶町や原町は職人や漁師の集住する区域であった。また、七町の西側山麓部や大可島には社寺が置かれた。

鞆町は、全体として、こうした都市の構造と景観を良く引き継いでおり、保存地区は、このうち特に、中世から舟運による商業地として栄え、鞆の中核を成した西町、関町、道越町を中心とする8.6ヘクタールについて、区画し、その歴史的風致の回復、維持、向上を図ろうとするものである。

（2）保存地区の特徴

【街路の基本構成】

鞆は、古代より継続的に発展してきた港町であり、戦国時代に鞆城が築かれた小丘陵である古城跡から、中世まで島であった大可島へ続く岬状の地形に沿って町は発展し、古城跡を取り巻くように街路が形成されている。市街地は埋め立てによって拡大してきたので、丘陵部に近いところに中世の街区が残り、海岸に近づくほど近世・近代の大型の街区になる。

【西町】

保存地区の中央にある西町は、古城跡の南側に室町時代に形成された街区であり、戦国時代に鞆城に一部取り込まれた後、江戸時代には埋め立てによって南に拡張された。建造物の多くは江戸時代のものであり、鞆港の岸壁に沿って雁木や常夜灯、浜蔵などの江戸時代の港湾景観を形成していた建造物が残る。海からは、港湾施設、西町の町並み、古城跡が重なる風景を眺めることができる。

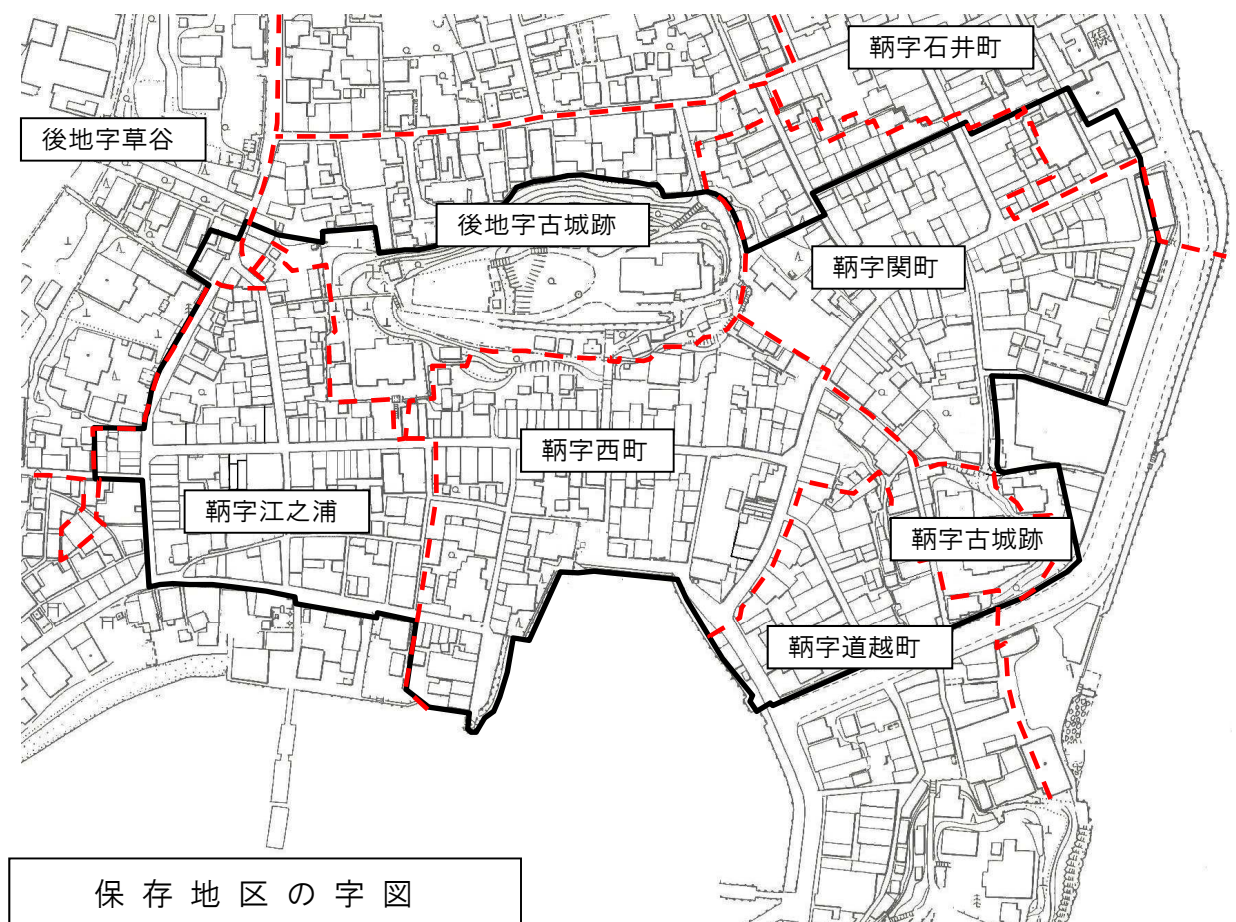
【関町、道越町】

西町から東へ延びた主要道は北へ折れて大可島へつながる鞍部を越えて、東側の海岸

に出る。この一帯に形成された関町は、その名が示すように靱が海の関として機能した古い時代から続く街区で、向かいにある島に立つ弁天堂をみる路地などに鎌倉時代からの景観がうかがえるが、現在の建物は明治時代を中心に、その前後のものが混じる。一部は、靱随一の商人であった大坂屋上杉家の屋敷で、現在も数棟の江戸時代の建物が残り、街区の北端には近代の再開発の町並みも残る。西町から東へ延びた主要道は、南へ折れると港へ出るが、その道に接して近世初頭に福島正則が造成したと伝わる道越町がある。その北側部分が保存地区に含まれ、現在は江戸・明治・大正昭和戦前の3時期の建造物が混じりあうが、大可島を望む街路は、幅員や形状に近世初頭の面影を残し、大可島の先端から延びる大防波堤と共に港の景観を形成する。

【江之浦】

西町から西へ延びた主要道は、山麓におかれた寺町に沿って南下した道とぶつかり南に折れる。この一帯は江之浦と呼ばれ、その東側の西町とつながる範囲が保存地区に含まれる。南半には室町時代の海岸線が道になった湾曲する路地があり、それよりも南は江戸時代の埋め立て地であるが、狭い路地の両側に江戸時代と明治時代の建物が並び、古い港町の景観を残す。北半は古城跡と西側山麓に挟まれた三角形の街区をなし、現在は大正昭和戦前期の建造物が多いが、中世に形成された街区であり、医王寺や北へと延びる寺町と接し、靱の別の表情をみせる。



(3) 保存地区の現況

鞆は、昭和 48 年（1973 年）に、いち早く伝統的建造物集中地域として文化庁からリストアップされた。

昭和 50 年（1975 年）には、鞆は文化庁によって全国 10 市町の調査補助対象地域に選定された。それに伴い、同年、福山市教育委員会は「伝統的建造物群保存対策協議会」を設置し、文化庁・広島県教育委員会の補助を得て最初の町並み調査を行った。その結果を、昭和 51 年（1976 年）に福山市鞆町町並調査報告書『鞆の町並』として発刊したが、調査対象は、西町の中心地区約 5,000 m²（南北約 100m、東西約 50m）という限定された地域であった。

この調査報告を受けて、昭和 53 年（1978 年）には、伝統的街区の保存活用を具体化するための諸調査と具体的な計画案の作成を目的に再調査を行い、調査結果は昭和 55 年（1980 年）に福山市鞆町町並調査報告書『鞆歴史的記念地区の再開発』としてまとめた。また、昭和 63 年（1988 年）には『鞆町歴史的地区環境整備街路事業調査報告書』がまとまり、それに沿って、平成元年（1989 年）から環境整備街路事業を実施した。更に平成 2 年（1990 年）には「鞆地区景観形成（町並み保存）調査委員会」を設置し、景観形成の基本計画及びその実現化方策の検討を行い、平成 3 年（1991 年）に『鞆地区景観形成（町並み保存）調査報告書』としてまとめた。

このように、3 次にわたる調査に基づき、町並み保存の計画案が示されたが実現に至らず、福山市は平成 8 年（1996 年）、新たに『鞆地区まちづくりマスタープラン』を作成し、鞆地区の計画的かつ総合的な「まちづくり」の指針を示した。その基本方針の一つに「歴史的文化遺産の保全・活用」をあげている。

「鞆地区町並み現況調査」は、平成 9・10 年（1997・1998 年）の 2 年間をかけて建造物と石造物について実施した結果、中には老朽化の激しい建物も多く、早急な保存修理が必要な状況にあることが確認された。また、若者の町外への流出、高齢者人口の増加などにより、空家の数も多く、建物の維持が困難な状況も併せもち、伝統的な建物が取り壊されるといった例もみうけられた。

こうした状況を鑑み歴史的町並みを保全するため、福山市は平成 10 年度（1998 年度）に「福山市鞆地区町並み保存整備推進事業実施基本要綱」を制定し、修理、修景に対する補助事業に取り組んできた。平成 10 年度（1998 年度）から平成 14 年度（2002 年度）の 5 年間で修理・修景事業を実施した。その後 4 年間の中断があったが、平成 19 年度（2007 年度）から補助事業を再開し、平成 28 年度（2016 年度）までに 91 件の修理・修景事業を実施した。

そうした中、平成 12 年（2000 年）9 月 27 日に保存条例を制定し、平成 20 年（2008 年）3 月 31 日には、伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行った。

保存地区内には史跡「朝鮮通信使遺跡鞆福禅寺境内」が所在し、史跡内の「対潮楼」は、平成 2 年（1990 年）から 2 年間をかけて、「福禅寺本堂」は平成 9 年（1997 年）から 3 年間をかけて、保存修理事業が実施された。対潮楼から眺める絶景は、多くの観光客を魅了している。

重要文化財「太田家住宅」の保存修理事業は、平成 8 年（1996 年）から始まり、約 6

年の歳月をかけて平成 13 年（2001 年）に完了した。「太田家住宅」と「太田家住宅朝宗亭」は、港町鞆を代表する商家の遺構で、保存地区の中核として位置づく重要な建造物群である。ここはボランティア団体「太田家住宅を守る会」の管理運営によって、平成 14 年（2002 年）から、建物の内部公開が行われている。

また、市重要文化財「鞆の津の商家」は、鞆の商家の典型を示す貴重な建物であり、平成 15 年度（2003 年度）から鞆・町並ひな祭の会期に併せて主屋の内部公開を行い、平成 20 年度（2008 年度）からは土、日曜日、祝日にも、資料館活動推進協議会のボランティアにより実施されている。

地元住民の保存団体としては、平成 9 年（1997 年）に 23 町内会長による「鞆町並み保存推進委員会」が発足し、定期的に行政との協議や研修の場をもっている。また、保存地区内の 9 町内会でも随時会合をもち、具体的な内容について協議を重ねている。しかし、町並み保存についての住民意識を高める必要があり、引き続き住民啓発に努めていく。今後は、「鞆のまちづくり」という視点を基本に、住民と行政が一体となって町並み保存整備事業に取り組んでいかねばならない。

（４）伝統的建造物群の特性

町並みの景観をつくる重要な要素としての町家の建築的特色は、敷地の間口が小さい点が第一に挙げられる。二間幅が全体の 3 割を占めて最多であり、一間半幅のより小規模な建物も多い。二間半幅まで含めると全体の 5 割超が、近世の標準的間口といわれる三間よりも小さく、中世起源の地割りに起因する。このため平面形式も一列型になり、間口が大きくても通り土間を広げて一列型を守るのが町家の特色である。これらは、中世港湾都市の建築的特色が残る点である。

町家の外観は、本瓦葺の切妻造、平入で、真壁造が基本で、角地及び庭に面する場合のみ入母屋造となっている。最古の 17 世紀の町家でも四寸五分の瓦葺勾配であることから、棧瓦葺が普及する 18 世紀以前から瓦葺であり、本瓦葺は古い屋根形式が継承された結果であろうと考えられる。棧瓦葺は大正期以降になって普及した。

外形は、一階の外壁を二階の外壁よりも半間前に出して、尾垂れと呼ぶ下屋をつくる。しかし、近代になると小規模な町家では一、二階の外壁を同じ位置として通し柱を使い、腕木で底を支える構造も出現し、その場合は荷重を軽くするために底のみ棧瓦葺（古くは板葺）とするが、それらも含めて下屋や庇の軒高は揃えられており、景観上の特色となっている。

このように、鞆では、本来、大壁造やそれに伴う虫籠（むしこ）窓、海鼠（なまこ）壁なども使用されていなかったが、近代以降は徐々に取り入れられ、ベンガラの使用も含めて近代的要素として町に彩りを添えている。

明治期以前の商家は、一階を半蔀（はじとみ）（この地域では蔀帳（ぶちょう）と呼ぶ。）とし、昼間は開放していたが、ネコ等の侵入を防ぐために開口部の下方に低い格子を設置する点は港町らしい点である。出入口は大正時代まで大戸であったが、その後、ガラス戸やサッシが使われるようになっていく。そのほかの開口部は、一階、二階とも出格子や平格子を使い、明治末期以降になると二階に肘掛窓も使われている。格子は古いも

のほど太く、長短を規則的に配置する親子格子とするが、格子の配列が多様である点も鞆の町並み景観の特色となっている。

集合的景観の特色は、棟高が不揃いな点である。狭い土地に家屋が密集する鞆では、早くから二階の居室化が発生しており、17世紀の町家でも背が高い特色がある。そこに後から建てられる建物は、隣家の螻羽（けらば）を越えない習慣があったので、新しい建物が古い建物よりも低くなる現象が発生している。そうでない場合や、大正期に二階が高い町家が一般化することなどから、ダイナミックに変化する活気あるスカイラインを形成している。

このほか棟の位置を奥に寄せたり、奥行きが狭い所では片流れの屋根にしたりするなど家屋を大きく見せる傾向もある。道越町や西町の路地裏には貴重な江戸時代の裏長屋も現存するが、裏長屋でさえ本瓦葺であるのも鞆らしいといえる。

更に、明治期、大正期の建物や昭和初期の洒落た西洋的な近代建物が、近代港町の斬新な文化を象徴するように建てられ、近世の建造物とよく調和している。

浜蔵には、石積の基礎、海鼠壁、漆喰の白壁、本瓦葺の屋根、焼杉板や舟板貼りの壁などが今も残っており、浜蔵が残る様子は、港町であった特徴がよく表れている。

建築物と並んで景観を構成する工作物については、港町特有の工作物として西町から道越町の港に沿って雁木・常夜燈・船繫石（この地域ではもやい石と呼ぶ。）等が集積され、他にも石垣、石碑、灯籠等が数多く残っている。石垣の積み方は、乱積、布積、谷積、打込接、切込接を用いた積み方など多様である。これらの工作物は歴史的景観形成の大きな要素となっている。

（５）保存の方向

潮待ち、風待ちの港町として古くから栄えた鞆で、先人が築き上げた伝統的町並みと歴史的風致を未来に伝えるため、住民と行政など関係者が連携し、保存地区の伝統的建造物を守り、併せて習俗、祭り、技術などの文化環境の保存と生活環境の向上を図り、もって我が国の歴史的文化遺産として貴重な鞆の町並みを保全し、地域の未来を開くことを目的とする。また、この保存整備を長期的に継続し、保存地区を地域住民はもとより福山市民の誇りとする。

（６）保存の内容

古くから潮待ちの港として栄えた鞆には、中世に起源をもつ街区の上に近世の繁栄を偲ばせる町家や浜蔵などの建築物、常夜燈や雁木などの港湾施設が残され、近代の多様な建造物が混じりあうことで、我が国の港町の歴史を一望できる稀有な歴史的風致を形成している。

これらの伝統的建造物は、かけがえのない歴史遺産であることから、上記の特色を最も良く備えた西町周辺地域を保存地区とし、保存地区内の伝統的建造物や環境物件は、住民の理解と協力を得ながら修理及び復旧に努め、伝統的建造物以外の建築物や工作物についても、伝統的建造物群と調和のとれる修景を行い、保存地区の歴史的風致を維持していく。

同時に、保存地区内の生活環境の向上と、管理上必要な施設及び防災施設等の整備を行い、歴史的風致を保全するための環境整備と併せて、新しい住民活動や町の活性化等も図り、総合的な「まちづくり」を進めていく。

3 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定

(1) 伝統的建造物

保存地区内に所在する概ね昭和 30 年代までに建てられた建築物で、当地の伝統的な建造物の特性を良く表し、その維持又は復原が可能と認められる町家、土蔵、社寺建築等を「伝統的建造物（建築物）」として特定する。（別表 1 及び付図 2）

また、保存地区内に所在する概ね昭和 30 年代までに建てられた工作物で、伝統的な工法によりその特性を良く表している門や塀、石造物、港湾施設等を「伝統的建造物（工作物）」として特定する。（別表 1、2 及び付図 2、3）

(2) 環境物件

伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件で、保存地区の歴史的風致を保存するため、特に必要と認められる自然物や土地を環境物件として特定する。（現時点では対象となる物件はなし。）

4 保存地区における建造物等の保存整備計画

(1) 保存整備の基本方針

保存地区内の町並みを保全するために、許可基準（別表 3）を設けて不適切な建設行為を抑制するとともに、伝統的建造物や環境物件の修理に際しては修理基準（別表 4）を設けて適正な修理と復旧を行い、伝統的建造物以外の建築物や空地における新築、増築、改築、移転等に際しては修景基準（別表 5）を設けて適正な修景を誘導し、もって歴史的風致の維持向上を図る。

(2) 保存整備の方法

① 修理

伝統的建造物及び環境物件として特定された物件は、下記を基本的な考え方とし、別に定める修理基準（別表 4）に従って修理又は復旧を行う。

- ・修理は、原則として、道路やその他の公共の場所、公開が行なわれている土地や建築物、保存地区やその周辺の高所（例：鞆城跡、大可島）等から望見できる伝統的建造物の外観及び構造を対象とする。
- ・伝統的建造物や環境物件を健全な状態に戻し、良好に維持するため、あらかじめ破損状況とその原因、技法、変遷等について十分な調査と記録を行った上で、その内容を工法、材料、意匠、仕上げ等に的確に反映した工事仕様とする。
- ・伝統的建造物や環境物件を良好に維持していく上で必要と認められる場合には、耐震補強等の防災性能を向上する措置を併せて図る。その際には、伝統的工法を尊重し、主要な構造材及び外観への影響が最小限になるよう努める。

- ・伝統的建造物や環境物件としての特性が失われている場合には、痕跡や古写真等の資料に基づき失われた特性の復原に努め、旧状が不明な場合には類例に基づき整備する。類例には、保存地区内及びその周辺の年代や構造形式等が近い伝統的な建造物を用いることとする。
- ・構造材及び外観を構成する主要な部材、特性や変遷を示すその他の重要な部材等については、できるだけ古材の再利用に努める。
- ・市が所有し又は借り上げて公開する伝統的建造物については、内部の保存修理についても併せて検討する。

② 修景

伝統的建造物以外の建造物や環境物件の新築、増築、改築、移転等においては、別に定める修景基準（別表５）に合致させようとする場合には技術的・財政的な支援を行い、歴史的町並み景観の向上に努める。

5 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

（１）建築物等の管理、修理、修景又は復旧に要する経費の助成

保存条例第 11 条に基づく、保存地区内における建築物等及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費の助成については、別に定める「福山市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱」により行う。

（２）技術的援助等

保存地区内における建築物等の修理、修景又は復旧に対し、必要に応じて技術的支援や資材提供等を行う。

（３）税の軽減措置

保存地区内の建造物及び土地について、固定資産税等の軽減措置を検討する。

6 保存地区の保存のために必要な管理施設の設置並びに環境の整備計画

（１）保存及び活用に必要な施設等の整備

① 管理・交流施設

保存地区内に、伝統的建造物群保存地区の保存と活用を推進し、関係者の交流を促進するための「町並み保存センター（仮称）」を設置し、町並みに関する情報の収集と発信、来訪者への情報提供、修理や管理に関する相談窓口の設置等を行う。施設の管理運営には市民の参加を積極的に求め、住民の自治活動や、文化活動、まちづくり活動等の拠点施設としても有効に活用されるよう努める。

② 公開施設

鞆の町家の典型を示す市指定重要文化財「鞆の津の商家」の積極的な公開に努める。また、市が所有するこれ以外の伝統的建造物についても、地域の歴史や伝統文化等の学習の場として公開に努める。

保存や活用に必要な土地又は建築物については、買上げや借上げ又は所有者からの

寄附を通じて、公開・活用に努める。

個人所有の伝統的建造物についても、行事の開催等において建物内部や庭園の公開に協力が得られるよう働きかけ、またそのための枠組みづくりを検討する。

③ 標識・説明板・案内板等

歴史的風致との調和に配慮しつつ、標識や誘導板、説明板、案内板等を設置し、普及啓発に努める。

(2) 防災対策

① 防災計画

保存地区は数多くの木造建築物で構成され、防火面と耐震面に課題がある。更に、過去には高潮による浸水被害が生じており、高潮対策にも課題がある。火災、地震、高潮を含む災害リスクにハード、ソフトの両面からの確に対応し、予防や被害軽減を図ることができるよう、保存地区の総合的な防災計画を早期に策定する。

② 防災事業

防災計画に基づき、必要な警報設備、消火設備、貯水槽、防潮施設、排水設備等の施設や設備を、歴史的風致との調和に配慮しつつ、設置又は改修する。また、既存の防災施設や設備の点検整備に努める。

保存地区内の市が所有する建築物等については、火災や地震等に対する脆弱性を検討し、必要かつ適切な補強等の措置を施す。その際、伝統的建造物にあっては、その特性を損なうことがないように注意する。

保存地区内の個人が所有する建築物等については、火災や地震等に対する脆弱性を検討し、必要かつ適切な補強等の措置を施すよう働きかける。

保存地区の住民その他の関係者が自助、共助による防災対策や避難対策の充実や強化を図れるよう、ワークショップの開催やマニュアルの作成等により、防災意識の向上と正しい情報や知識の共有を図る。また、自主防災組織の育成を支援すると共に、防災演習の定期的な実施に努める。

保存地区への来訪者の安全対策や避難対策の充実に努める。

(3) 公共空間の整備

① 道路の整備

保存地区の道路については、歴史的な形状や幅員の維持に努め、材質や色調に配慮しながら、交通の円滑化と安全性の確保を図る。また、道路面について必要がある場合には、伝統的建造物の維持に適した高さまで掘り下げること検討する。車両の通過交通量を抑制することを基本とし、保存地区内への観光客の車両の進入については一部制限するなどの方策を検討する。

② 駐車場の修景と整備

既存の駐車場については、歴史的風致に調和するよう、修景基準に倣って周囲に調和するよう塀や門等を整備する。新規に駐車場を設置する場合には、保存地区外を基

本とし、歴史的な地割や景観、周辺の交通安全等に配慮した計画的な整備を図る。

③ 景観阻害物の除去、環境整備

電柱、架空電線等は、関連会社の協力を得て、地下埋設化等、町並み景観への配慮に努める。

（４）保存と活用のためのシステム整備

保存地区の保存と活用を円滑に推進することができるよう、保存地区住民による保存会の組織及び運営を支援すると共に、技術者や技能者、まちづくり関係団体等との協力関係を構築し、その取組の支援に努める。

また、保存地区の保存と活用に要する理念や知識、技術、技能等の発展と普及に努める。

（５）歴史と文化を活かしたまちづくりの推進

- ・ 保存地区の周辺地域については、地域住民の協力も得ながら歴史文化基本構想、景観法や歴史まちづくり法等の制度の活用も図りつつ景観保全及び歴史的風致の向上に努める。
- ・ 保存地区の保存に関連し、外観や構造と共に、建物の内部まで一体的に保護を図ることが必要な歴史的に重要な建築物については、市指定重要文化財等、福山市文化財保護条例（昭和 41 年条例第 100 号）による保護の措置に努める。
- ・ 鞆のほとんどが、「鞆中世遺跡」として周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、開発計画の時点で、埋蔵文化財取扱いの協議が必要であることの周知に努める。

7 保存及び活用を推進するための方策

（１）空き家対策

空き家となった伝統的建造物の新たな居住者や利用者を確保するために、所有者と定住あるいは活用希望者とのマッチングを支援するための事業の早期開始に努める。

（２）伝統行事や文化の継承

保存地区の保存と活用に密接に関わりながらも、社会の変化や世代交代の中で忘れ去られつつある伝統行事や伝統文化の調査研究を促進し、その継承を支援する。

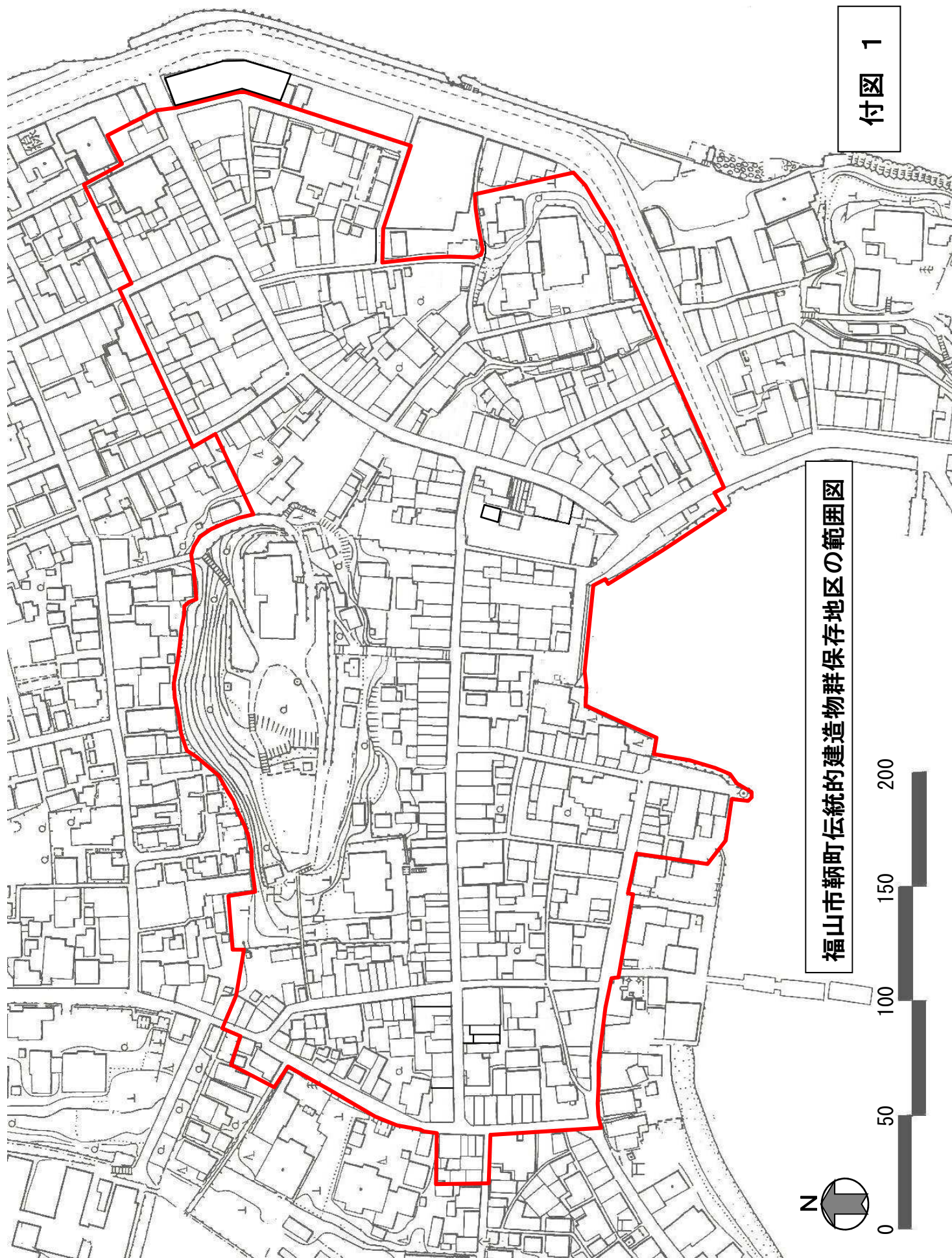
（３）技術者・技能者の育成

保存地区内の修理や修景の要望に適切に応えられるよう、保存技術や伝統技能を有する技術者や技能者の育成を急務とする。そのために、文化庁や広島県教育委員会等と協議を行いつつ、必要な知識や技能が不足なく習得できる環境づくりに努める。

改正履歴

改正 2017 年（平成 29 年）12 月 26 日 教育委員会告示第 18 号
改正 2018 年（平成 30 年）12 月 25 日 教育委員会告示第 18 号
改正 2019 年（令和 元年）12 月 12 日 教育委員会告示第 23 号
改正 2021 年（令和 3 年） 4 月 27 日 教育委員会告示第 9 号
改正 2021 年（令和 3 年）12 月 1 日 教育委員会告示第 18 号
改正 2022 年（令和 4 年）12 月 6 日 教育委員会告示第 15 号
改正 2025 年（令和 7 年） 月 日 教育委員会告示第 号

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区の範囲図



伝統的建造物一覧(建築物・門・塀)

別表 1

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地
1	1-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字石井町422
2	1-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字石井町422
3	1-3	門塀	1	福山市鞆町鞆字石井町422
4	2	主屋	1	福山市鞆町鞆字石井町435-5
5	3	社殿	1	福山市鞆町鞆字石井町428
6	4	主屋	1	福山市鞆町鞆字石井町427-6
7	5	主屋	1	福山市鞆町鞆字石井町427-1
8	6	主屋	1	福山市鞆町鞆字石井町427-7
9	7	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町532-1
10	8-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町530-1
11	8-2	土塀	1	福山市鞆町鞆字関町530-1
12	9	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町528
13	10-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町527-1
14	10-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町527-1
15	10-3	土蔵	1	福山市鞆町鞆字関町527-1
16	11	土蔵	1	福山市鞆町鞆字関町527-3、4
17	13	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町538-4
18	14	土蔵	1	福山市鞆町鞆字関町538-1
19	15	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町552-6
20	16	土蔵	1	福山市鞆町鞆字関町552-6
21	17	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町536
22	18	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町535-1
23	19	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町534-5
24	20-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町534
25	20-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字関町534
26	20-3	附属屋	1	福山市鞆町鞆字関町533
27	21-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町552-1
28	21-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字関町552-1
29	22	土蔵	1	福山市鞆町鞆字関町556-2
30	24-1	楼門	1	福山市鞆町鞆字関町552-4
31	24-2	楼門	1	福山市鞆町鞆字関町552-4
32	25-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町595
33	25-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字関町594
34	25-3	附属屋	1	福山市鞆町鞆字関町593、592
35	26	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町597
36	27	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町600-2
37	28-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町600-1
38	28-2	土蔵	1	福山市鞆町鞆字関町600-1
39	31-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町604
40	31-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町604
41	32	土蔵	1	福山市鞆町鞆字関町604
42	33-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町606
43	33-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字関町606
44	33-3	土蔵	1	福山市鞆町鞆字関町606
45	34-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町612、613、614
46	34-2	門塀	1	福山市鞆町鞆字関町612、613、614
47	35-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町615
48	35-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字関町615
49	36-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町617、618
50	36-2	門塀	1	福山市鞆町鞆字関町617、618
51	37	附属屋	1	福山市鞆町鞆字関町572
52	38-1	本堂	1	福山市鞆町鞆字関町551-1
53	38-2	庫裏	1	福山市鞆町鞆字関町551-1
54	38-3	山門	1	福山市鞆町鞆字関町551-1
55	39	主屋	1	福山市鞆町鞆字石井町425-1
56	40	主屋	1	福山市鞆町鞆字石井町425-2
57	41	主屋	1	福山市鞆町鞆字石井町426
58	42-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町461
59	42-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字関町461
60	43-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町462-1

番号	保存計画番号	種別	員数	所 在 地
61	43-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町462-1
62	43-3	附属屋	1	福山市鞆町鞆字関町462-1
63	43-4	土蔵	1	福山市鞆町鞆字関町462-1
64	43-5	土蔵	1	福山市鞆町鞆字関町462-1
65	43-6	土塀	1	福山市鞆町鞆字関町462-1
66	43-7	土塀	1	福山市鞆町鞆字関町462-1
67	44	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町463-24
68	45	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町463-25
69	46	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町463-26
70	47	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町463-27
71	48	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町463-28
72	49	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町463-29
73	50	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町463-36
74	52	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町507
75	55-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町639-2
76	55-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町639-2
77	56	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町693、694、695、696
78	57	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町679
79	58	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町690
80	59	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町686、687
81	60-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町683
82	60-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町684
83	61	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町675
84	62-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町670
85	62-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町670
86	63-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町757-1
87	63-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字道越町757-1
88	63-3	土塀	1	福山市鞆町鞆字道越町757-1
89	63-4	附属屋	1	福山市鞆町鞆字道越町757-1、759-3
90	64	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町759-1
91	66	土蔵	1	福山市鞆町鞆字道越町764-1
92	68	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町748
93	69	附属屋	1	福山市鞆町鞆字道越町748
94	70	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町751-1
95	71-1	本堂	1	福山市鞆町鞆字古城跡2
96	71-2	客殿	1	福山市鞆町鞆字古城跡2
97	71-3	土塀	1	福山市鞆町鞆字古城跡2
98	71-4	附属屋	1	福山市鞆町鞆字古城跡2
99	72	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町647
100	73	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町648、649
101	74	社殿	1	福山市鞆町鞆字西町652
102	75	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町657
103	76	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町658-1、2
104	78-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町667-1
105	78-2	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町667-1
106	78-3	附属屋	1	福山市鞆町鞆字西町667-1
107	79-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町668
108	79-2	土蔵	1	福山市鞆町鞆字道越町668
109	80	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町812-2
110	81	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町525-1
111	82-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町804-1
112	82-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町805
113	82-3	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町805
114	82-4	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町805
115	82-5	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町806
116	83-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町808-1
117	83-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字西町808-1
118	84-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町883
119	84-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町884
120	85	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町879-1

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地
121	86-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町877-1
122	86-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字西町877-1
123	86-3	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町877-1
124	86-4	附属屋	1	福山市鞆町鞆字西町877-1
125	87	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町869-1
126	88	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町887-2、3
127	89	社殿	1	福山市鞆町鞆字西町868
128	90	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町812-6、7
129	91	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町815
130	92	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町816
131	93	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町817
132	94	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町895
133	95	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町894-3
134	96-1	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町892
135	96-2	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町892
136	97	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町896
137	98	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町898
138	99-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町900-1
139	99-2	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町900-1
140	99-3	附属屋	1	福山市鞆町鞆字西町900-1
141	100	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町865
142	101	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町865
143	102	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町900-2
144	103	社殿	1	福山市鞆町後地字古城後1318
145	105-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町821-1
146	105-2	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町821-1
147	106	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町822-2
148	107-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町822-1
149	107-2	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町822-1
150	108-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町823
151	108-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町823
152	109	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町824-1
153	110	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町825
154	111	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町829
155	112	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町831
156	113	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町832
157	114-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町907
158	114-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町907
159	114-3	附属屋	1	福山市鞆町鞆字西町907
160	115-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町852
161	115-2	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町852
162	117-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町838
163	117-2	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町838
164	118-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町838
165	118-2	土塀	1	福山市鞆町鞆字西町839
166	119-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町837
167	119-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町837
168	119-3	土塀	1	福山市鞆町鞆字西町837
169	120	土塀	1	福山市鞆町鞆字西町835、840
170	121	社殿	1	福山市鞆町鞆字西町860
171	122	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町850-2、851
172	123	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町850-1
173	124	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町849
174	125	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町848
175	126	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町848
176	127-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町846
177	127-2	門屋	1	福山市鞆町鞆字西町846
178	127-3	附属屋	1	福山市鞆町鞆字西町846
179	127-4	土塀	1	福山市鞆町鞆字西町846、845-1、2
180	127-5	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町846

番号	保存計画番号	種別	員数	所 在 地
181	127-6	附属屋	1	福山市鞆町鞆字西町845-1
182	128	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町841-1
183	129	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町841-2
184	130-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町842
185	130-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字西町842
186	130-3	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町842
187	130-4	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町842
188	130-5	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町842
189	130-6	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町842
190	130-7	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町842
191	130-8	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町842
192	130-9	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町842
193	130-10	附属屋	1	福山市鞆町鞆字西町842
194	130-11	土塀	1	福山市鞆町鞆字西町842
195	131	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町843-1
196	132	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町843-1
197	133	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町843-6
198	134	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町843-6
199	135	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町843-1
200	136-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町844-2
201	136-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字西町844-4
202	137	主屋	1	福山市鞆町鞆字西町844-2
203	138	土蔵	1	福山市鞆町鞆字西町844-1
204	139	土塀	1	福山市鞆町鞆字西町844-1
205	140-1	山門	1	福山市鞆町後地字古城跡1324
206	140-2	土塀	1	福山市鞆町後地字古城跡1324
207	141	社殿	1	福山市鞆町後地字古城跡1315
208	142-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦943
209	142-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦944
210	143	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦948
211	144-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦950-1
212	144-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦950-1
213	145-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦950-3
214	145-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦951
215	146	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦955
216	147	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦957-1
217	149	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦966
218	150	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦967
219	151	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦969-1
220	152	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦970
221	153	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦975-1
222	154	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦976-3
223	155	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦977-3
224	156-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦978-1
225	156-2	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦978-2
226	157	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦980-2
227	158	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦983
228	159	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦985
229	160	土塀	1	福山市鞆町鞆字江之浦991-2、992、993
230	161	土蔵	1	福山市鞆町鞆字江之浦910
231	162	土蔵	1	福山市鞆町鞆字江之浦909
232	163	附属屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦912-1
233	164-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦913-1
234	164-2	土蔵	1	福山市鞆町鞆字江之浦913-1
235	165	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦914
236	166	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦915
237	167-1	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦916
238	167-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦916
239	168	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦920-1
240	169	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦923

番号	保存計画番号	種別	員数	所 在 地
241	171	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦1005－1
242	172	社殿	1	福山市鞆町鞆字江之浦1010
243	173－1	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦1013
244	173－2	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦1013
245	173－3	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦1013
246	173－4	門塀	1	福山市鞆町鞆字江之浦1013
247	173－5	土蔵	1	福山市鞆町鞆字江之浦1013
248	173－6	土蔵	1	福山市鞆町鞆字江之浦1013
249	173－7	土蔵	1	福山市鞆町鞆字江之浦1013
250	173－8	土蔵	1	福山市鞆町鞆字江之浦1013
251	173－9	土塀	1	福山市鞆町鞆字江之浦1013
252	174	長屋門	1	福山市鞆町鞆字江之浦927－1
253	175－1	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦1024
254	175－2	土蔵	1	福山市鞆町鞆字江之浦1022
255	176	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦936
256	177－1	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦1041
257	177－2	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦1041
258	177－3	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦1041
259	177－4	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦1041
260	177－5	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦1041
261	177－6	土蔵	1	福山市鞆町鞆字江之浦1041
262	177－7	土蔵	1	福山市鞆町鞆字江之浦1041
263	177－8	土塀	1	福山市鞆町鞆字江之浦1041
264	178	主屋	1	福山市鞆町鞆字江之浦994
265	179	主屋	1	福山市鞆町後地字古城跡1272－1
266	182	主屋	1	福山市鞆町後地字草谷1270－2
267	183	社殿	1	福山市鞆町後地字古城跡1313
268	184	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町688、689
269	185	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町588

◆保存計画番号の整理の仕方

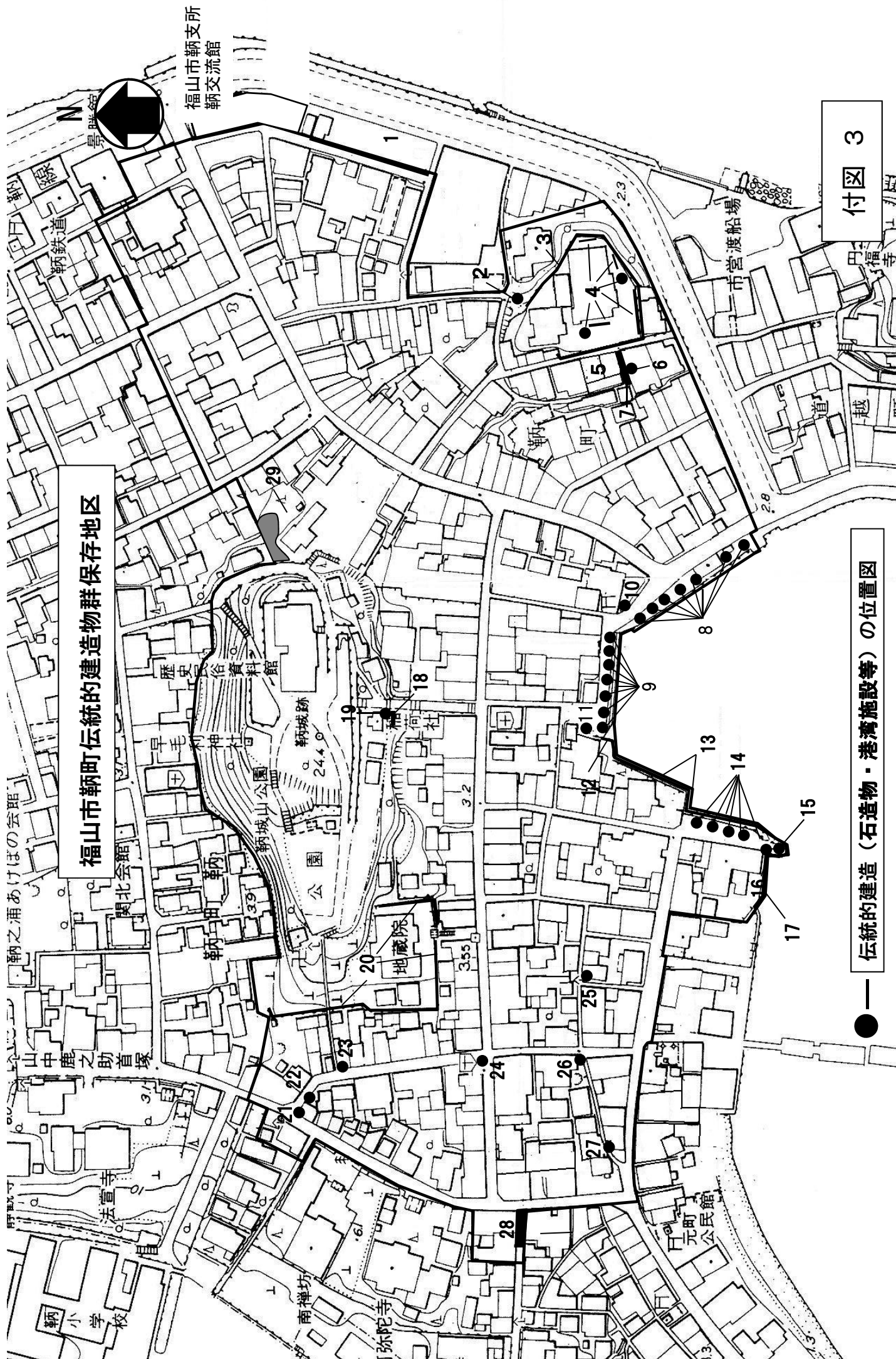
- ①同一敷地内(地番)の同一所有者の建物は枝番号とする。
ただし、建物の所有者が異なる場合は番号を分ける。
②隣接する敷地で同一所有者の建物は枝番号とする(主屋・附属屋)

伝統的建造物一覧(石造物・港湾施設等)

別表 2

番号	保存計画番号	種別	種別詳細	員数	所在地	備 考
1	1	石垣	切込接、矢筈積	1所	福山市鞆町鞆550-2先	東浜(港)旧岸壁
2	2-1	石階	切石	11級	福山市鞆町鞆570~571	新四国第83番小堂前
3	2-2	石垣		1所	福山市鞆町鞆570~571	新四国第84番小堂前
4	2-3	石碑		1基	福山市鞆町鞆570~571	新四国第85番小堂前
5	3	石垣	打込接、谷積	1所	福山市鞆町鞆2、4	対潮楼
6	4-1	石垣	打込接、布積	1所	福山市鞆町鞆2	対潮楼
7	4-2	石高欄		1所	福山市鞆町鞆2	対潮楼
8	4-3	石垣	布積と谷積混在	1所	福山市鞆町鞆2	対潮楼
9	4-4	石灯籠		25基	福山市鞆町鞆2	対潮楼
10	4-5	五重石塔		1基	福山市鞆町鞆2	対潮楼
11	4-6	石碑		1基	福山市鞆町鞆2	対潮楼
12	4-7	台石		1基	福山市鞆町鞆2	対潮楼
13	4-8	石碑		1基	福山市鞆町鞆2	対潮楼
14	4-9	石碑		1基	福山市鞆町鞆2	対潮楼
15	5-1	石垣	打込接、谷積	1所	福山市鞆町鞆2	対潮楼
16	5-2	石垣	打込接、谷積	1所	福山市鞆町鞆2	対潮楼
17	5-3	石垣	打込接、布積	1所	福山市鞆町鞆2	対潮楼
18	5-4	石櫓		1所	福山市鞆町鞆2	対潮楼
19	5-5	石階	切石、延石	9級	福山市鞆町鞆2	対潮楼
20	5-6	石垣	打込接、布積	1所	福山市鞆町鞆2	対潮楼
21	5-7	石垣	打込接、布積	1所	福山市鞆町鞆2	対潮楼
22	5-8	石垣	打込接、乱積	1所	福山市鞆町鞆2	対潮楼
23	6	石碑		1基	福山市鞆町鞆698-2先	遊廓地入口
24	7-1	石階	切石、延石	4級	福山市鞆町鞆698-2先	遊廓地入口石碑付近
25	7-2	石階	切石、延石	2級	福山市鞆町鞆698-2先	遊廓地入口石碑付近
26	7-3	石階	切石、延石	8級	福山市鞆町鞆643先	遊廓地入口石碑付近
27	8-1	雁木		22級		寄場脇
28	8-2	船繋石	四角柱	1基	福山市鞆町鞆803-4、1、5先	寄場脇
29	8-3	船繋石	円筒形	1基	福山市鞆町鞆803-4、1、5先	寄場脇
30	8-4	船繋石	円筒形	1基	福山市鞆町鞆803-4、1、5先	寄場脇
31	8-5	船繋石	円筒形	1基	福山市鞆町鞆803-4、1、5先	寄場脇
32	8-6	船繋石	円筒形	1基	福山市鞆町鞆803-4、1、5先	寄場脇
33	8-7	船繋石	円筒形	1基	福山市鞆町鞆803-4、1、5先	寄場脇
34	8-8	船繋石	四角柱	1基	福山市鞆町鞆803-4、1、5先	寄場脇
35	9-1	雁木		18級		寄場
36	9-2	船繋石	円筒形	1基		寄場
37	9-3	船繋石	四角柱	1基		寄場
38	9-4	船繋石	円筒形	1基		寄場
39	9-5	船繋石	四角柱	1基		寄場
40	9-6	船繋石	円筒形	1基		寄場
41	9-7	船繋石	円筒形	1基		寄場
42	9-8	船繋石	四角柱	1基		寄場
43	10-1	基壇	切石、延石	1所	福山市鞆町鞆868	住吉(戎)神社
44	10-2	石玉垣		1構	福山市鞆町鞆868	住吉(戎)神社
45	10-3	石玉垣		1構	福山市鞆町鞆868	住吉(戎)神社
46	10-4	石狛犬		1対	福山市鞆町鞆868	住吉(戎)神社
47	10-5	石灯籠		1対	福山市鞆町鞆868	住吉(戎)神社
48	10-6	力石		3個	福山市鞆町鞆868	住吉(戎)神社
49	11-1	石玉垣		1構	福山市鞆町鞆860	寄場西戎社
50	11-2	石狛犬		1対	福山市鞆町鞆860	寄場西戎社
51	11-3	石灯籠		1基	福山市鞆町鞆860	寄場西戎社
52	12	石垣	打込接、乱積	1所	福山市鞆町鞆864	寄場西
53	13-1	石垣	打込接、乱積	1所	福山市鞆町鞆846	太田家朝宗亭東
54	13-2	石垣	打込接、布積崩し	1所	福山市鞆町鞆846	太田家朝宗亭南
55	13-3	雁木		4級	福山市鞆町鞆845-1、2	太田家朝宗亭南石垣下
56	14-1	雁木		25級		常夜燈北脇
57	14-2	船繋石	円筒形	1基		常夜燈北脇
58	14-3	船繋石	円筒形	1基		常夜燈北脇
59	14-4	船繋石	円筒形	1基		常夜燈北脇

番号	保存計画番号	種別	種別詳細	員数	所在地	備 考
60	14-5	船繋石	円筒形	1基		常夜燈北脇
61	15-1	基壇	打込接、布積	1基	福山市鞆町鞆844-3	鞆常夜燈
62	15-2	石燈籠		1基	福山市鞆町鞆844-3	鞆常夜燈
63	16-1	雁木	切石	19級		常夜燈西脇
64	16-2	船繋石	円筒形	1基		常夜燈西脇
65	17	石垣	打込接、布積崩し	1所	福山市鞆町鞆844-1、4、2	常夜燈西
66	18	石垣	打込接、谷積	1所	福山市鞆町後地1318	稻荷神社前
67	19	百度石		1基	福山市鞆町後地1318	稻荷神社
68	20-1	石垣		1所	福山市鞆町後地甲1315	地藏院
69	20-2	石垣	打込接、乱積	1所	福山市鞆町後地甲1315、浩1323-1、1324、1325	地藏院
70	20-3	石垣		1所	福山市鞆町後地1325	地藏院
71	20-4	石垣	打込接、乱積	1所	福山市鞆町後地1324	地藏院
72	20-5	石垣	打込接、谷積	1所	福山市鞆町後地1324	地藏院
73	20-6	石階	切石、延石	26級	福山市鞆町後地1324	地藏院
74	20-7	石垣	打込接、谷積及び乱積	1所	福山市鞆町後地1324	地藏院
75	20-8	石垣	間知石、谷積	1所	福山市鞆町後地1324	地藏院
76	21-1	井戸枠	切石、延石、六角形	1基	福山市鞆町後地1271	江之浦町北井戸水神
77	21-2	石祠	寄棟造、軒唐破風付	1基	福山市鞆町後地1271	江之浦町北井戸
78	22	石碑		1基	福山市鞆町後地1271	祇園道道標
79	23	石碑		1基	福山市鞆町鞆930先	遍路道道標
80	24	石碑		1基	福山市鞆町鞆979先	清正公尊儀兼道標
81	25	石鳥居	明神鳥居	1基	福山市鞆町鞆1010	桐嶋稲荷社
82	26	石灯籠		1基	福山市鞆町鞆930先	江之浦町戎神社旧地
83	27	石地藏		1軀	福山市鞆町鞆1026-2、1027先	江之浦南町
84	28	石畳	切石	1所	福山市鞆町鞆1041先	医王寺参道一部
85	29	庭石		1所	福山市鞆町鞆516	申明亭庭園



福山市鞆町伝統的建造物群保存地区

伝統的建造（石造物・港湾施設等）の位置図

伝統的建造物以外の建築物等の許可基準（助成対象外）

建築物	敷地割り		現状の維持を原則とする。
	位 置 規 模		伝統的町並みとしての一体性と連続性を著しく損なわないものとする。
	構 造		原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みとの調和を図る。
	階 数 高 さ		原則、2階建て以下とする。 軒高は周辺の伝統的建造物との調和を図る。
	屋 根	形 式	原則として切妻平入とする。ただし、角地は入母屋造とする。
		勾 配	原則として周辺の伝統的建造物との調和を図る。
		材 料	原則として本瓦又は棧瓦とする。
		色 彩	いぶし銀又はそれに類するものとする。
		軒	原則として周辺の伝統的建造物との調和を図る。
		樋	原則として周辺の伝統的建造物との調和を図る。
	外 壁		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	開 口		位置及び形態、仕上げは、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	色 彩		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	基 礎		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
設備機器等		原則として通りから見えないような配置・形状とする。ただし、やむを得ない場合は、歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
工 作 物	門・塀		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	石垣・雁木等		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	屋外広告物		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
車庫・駐車場			駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして、外部から見えないようにし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。また、車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。
土地の形質の 変更			変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。空き地が生じた場合は、歴史的風致を著しく損なわないよう、管理運用を図る。
木竹の 伐採・植樹			伐採・植樹後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
土石類の 採取			採取後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。

伝統的建造物の修理基準（助成対象）

建築物	敷地割り		建築物の履歴を調査の上、原則として現状維持又は復原修理とする。
	位 置 規 模		
	構 造		
	階 数 高 さ		
	屋 根	形 式	
		勾 配	
		材 料	
		色 彩	
		軒	
		樋	
	外 壁		
	開 口		
	色 彩		
基 礎			
設備機器等		原則として、設備機器等は通常望見できない場所に設置する。ただし、やむを得ない場合は、周囲の伝統的建造物と調和する仕上げ・着色等を施すか、木製木格子で覆う等により外観上目立たないようにする。	
工作物	門・塀		履歴を調査の上、現状維持又は復原修理とする。
	石垣・雁木等		
	屋外広告物		屋外広告物は必要最小限とし、周囲の伝統的町並みに調和したものとする。自家用以外の広告物は設けない。

伝統的建造物以外の建築物等の修景基準（助成対象）

建 築 物	敷地割り		現状の維持を原則とする。
	位 置 規 模		通りに面する建築物は、通り側の壁面を伝統的町並みの壁面線に揃えて周辺の伝統的建造物との調和を図る。 空地部分の道路境界側には、伝統的町並みの壁面線に則した塀等を設ける。 2階壁面を1階壁面よりも下げる場合には、半間までとする。
	構 造		在来木造構法とする。
	階 数 高 さ		外観2階建て以下とする。 軒高は周辺の伝統的建造物との調和を図る。
	屋 根	形 式	切妻平入とする。ただし、角地は入母屋造とする。
		勾 配	周辺の伝統的建造物との調和を図る。
		材 料	本瓦又は棧瓦とし、棧瓦の場合には鎬のある古形のものとする。
		色 彩	いぶし銀とする。
		軒	軒高及び軒の出は、周辺の伝統的建造物と揃える。
		樋	銅製又はこれに類するものとする。
	外 壁		原則、白又は灰漆喰仕上げとする。板張りを施す場合には、縦板張り等とし、周辺の伝統的建造物との調和を図る。
	開 口		建具は木製を原則とし、その位置及び形態は伝統的な形式になったものとする。
	色 彩		周囲の伝統的建造物と調和したものとする。
	基 礎		周囲の伝統的建造物と調和したものとする。
	設備機器等		原則として通りから見えないような配置・形状とする。ただし、やむを得ない場合は、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。
工 作 物	門・塀		伝統的建造物群の特性をもったものとする。（塀は板塀か土塀の屋根付き又はそれに類するもの、門扉は原則として木製）
	石垣・雁木等		花崗岩又はこれに類するものとし、積み方は伝統的手法を損なわないようにする。
	屋外広告物		掲出数は必要最小限とし、規模・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。